

小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業  
基本協定書(案)

令和●年●月●日  
小松市  
【代表企業名】  
【構成企業名】  
【協力企業名】

## 小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業 基本協定書

小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、小松市(以下「市」という。)と●●グループ(以下「応募グループ」という。)を構成する代表企業としての●、構成企業としての●及び●並びに協力企業としての●との間で、以下の通り基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (趣旨)

第1条 本協定は、本事業の募集手続において応募グループが優先交渉権者として決定されたことを確認し、第3条の規定に基づき代表企業及び構成企業が本事業を実施するために設立するSPCをして、第5条の規定に基づき市との間で事業契約を締結せしめ、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「提案書」とは、応募グループが本事業の募集手続において市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式をいう。
- 二 「協力企業」とは、SPCへの出資者以外の者であり、SPCから直接業務を受託する者又は請け負う者をいう。
- 三 「グループ構成企業」とは、代表企業、構成企業及び協力企業を個別に又は総称している。
- 四 「構成企業」とは、SPCへの出資者であり、SPCから直接業務を受託又は請け負う代表企業以外の者をいう。
- 五 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。
- 六 「事業契約」とは、市とSPCとの間で締結する本事業に関する事業契約をいう。
- 七 「出資者」とは、SPCの株主となる者をいう。
- 八 「代表企業」とは、SPCへの出資者のうち最大の出資をし、かつ最大の議決権保有割合を有し、SPCから直接業務を受託又は請け負う者であり、応募グループを代表し、応募手続を行う者をいう。
- 九 「募集要項等」とは、市が本事業の募集手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 十 「SPC」とは、本事業を遂行することのみを目的として代表企業及び構成企業により設立される特別目的会社をいう。

(SPC の設立及び維持等)

第3条 代表企業及び構成企業は、遅くとも事業契約(仮契約)の締結前までに、募集要項等及び提案書並びに次の各号に定めるところに従い、本事業の遂行を目的とする SPC を設立する。

- 一 SPC は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社とする。
  - 二 SPC の本店所在地は市内とする。
  - 三 SPC の資本金は、提案書に示された金額以上とする。
  - 四 SPC を設立する発起人には、提案書に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
  - 五 SPC の定款の目的には、本事業の遂行に必要な事項のみを記載する。
  - 六 SPC の定款には、会社法第 107 条第2項第1号イに定める事項についての定めをおくものとし、同法第 107 条第2項第1号ロに定める事項及び同法第 140 条第5項但書に定める事項についての定めを置いてはならない。
  - 七 SPC の定款には、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、会社法第 108 条第2項各号に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第 109 条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
  - 八 SPC における事業年度は、毎年4月1日を始期とし、翌年3月 31 日を終期とする1年間とする。ただし、最初の事業年度の始期は SPC の設立日とする。
- 2 代表企業及び構成企業は、SPC をして、SPC の設立登記の申請後速やかに、設立時取締役及び設立時監査役を市に通知させる。また、その後、取締役又は監査役の選任(再任を含む。)又は退任が生じた場合も同様とする。
  - 3 代表企業及び構成企業は、SPC をして、SPC の設立登記後速やかに、SPC の定款、履歴事項全部証明書及び代表者印の印鑑証明書(以下「定款等」という。)を市に提出させる。また、その後、SPC の定款等が変更された場合も同様とする。但し、代表企業及び構成企業は合理的理由なく、SPC の定款等を変更させてはならない。
  - 4 代表企業及び構成企業は、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業期間が終了するまで、SPC に定款の変更、事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。
  - 5 代表企業及び構成企業は、SPC の本店所在地を市外に移転してはならない。

(SPC の出資者)

第4条 代表企業及び構成企業は、前条第1項の規定に基づき SPC を設立するに当たり、別紙1に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の SPC の株式を引き受けとともに、自ら以外の出資者をして、別紙1に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の SPC の株式を引き受けさせる。

- 2 代表企業及び構成企業は、SPC の設立時以降、事業契約に基づく SPC の義務が全て消滅するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の事項を遵守することを誓約する。

- 一 代表企業及び構成企業の SPC に対する出資比率及び議決権保有比率が全体の2分の1を超える状態を維持すること。
  - 二 代表企業が SPC の株主中最大の出資比率及び議決権保有比率を有する状態を維持すること。
  - 三 SPC の株式を保有し、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。当該処分に関連して市が求める契約書(資金調達目的での処分の場合には、当該資金調達に係る融資契約書及び処分対象となる株式に係る担保権設定契約書を含む。)の写しを、その締結後速やかに市に提出すること。
  - 四 SPC の株式を譲渡しようとする場合には、譲受人をして、大要別紙2の様式及び内容による出資者誓約書をあらかじめ市に提出させること。
  - 五 SPC が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、これらの発行を承認する株主総会において、第一号及び第二号に記載のある出資比率及び議決権保有比率の維持が可能となるように、その保有する議決権行使すること。
- 3 代表企業及び構成企業は、SPC の設立後速やかに、代表企業及び構成企業以外の出資者とともに、別紙2の様式及び内容による出資者誓約書を市に提出する。
  - 4 代表企業及び構成企業は、SPC が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者をして、別紙2の様式及び内容による出資者誓約書をあらかじめ市に提出させる。

#### (事業契約の締結)

- 第5条 市及びグループ構成企業は、募集要項等及び提案書に基づき、市と SPC との間において●年●月●日を目途として事業契約(仮契約)を締結することに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をする。
- 2 グループ構成企業は、事業契約の締結に関する協議にあたっては、市の要望を尊重する。
  - 3 市は、事業契約の締結がなされる前にグループ構成企業のいずれかに以下の各号に定める事由が生じた場合には、事業契約を締結しないことができる。
    - 一 公正取引委員会が、本事業に関し、グループ構成企業に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかつた場合にあっては、同法第 62 条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
    - 二 本事業に関し、グループ構成企業又はグループ構成企業の役員若しくは使用人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の6又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
    - 三 前二号に規定するもののほか、グループ構成企業又はグループ構成企業の役員若しくは使用人が、本事業に関し、独占禁止法又は刑法第 96 条の6又は第 198 条の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになつたとき。

- 四 グループ構成企業の役員等(役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者等をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。本条において以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- 五 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員がグループ構成企業の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 六 グループ構成企業の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められとき。
- 七 グループ構成企業の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 八 グループ構成企業の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### (準備行為)

- 第6条 グループ構成企業は、SPCの設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為ができ、市は必要かつ可能な範囲でグループ構成企業に対して協力する。
- 2 グループ構成企業は、SPCの設立に際して、設立以前にグループ構成企業が行った準備行為をSPCに引き継ぐ。

#### (資金調達協力義務)

- 第7条 代表企業及び構成企業は、提案書に従い、SPCによる借り入れその他のSPCの資金調達を実現させるために最大限努力する。
- 2 代表企業及び構成企業は、提案書に従って行う場合を除き、SPCの資本金の額を減少させなければならない。

#### (業務の委託等)

- 第8条 代表企業及び構成企業は、別紙3に従い、SPCをして、本事業に関する業務を、別紙3記載の者にそれぞれ委託し若しくは請け負わせ、又は自ら受託し若しくは請け負う。
- 2 協力企業は、別紙3に従い、本事業に関する業務を、自ら受託し又は請け負う。

#### (株式の譲渡に関する協力)

- 第9条 代表企業及び構成企業は、市が事業契約の定めるところによりSPCの全株式を市が承諾する第三者(SPCに融資する者が選定し市が承諾した第三者を含む。)に譲渡されることを選択した場合には、自らの保有するSPCの全株式を当該第三者と合意した条件により譲渡し、かつ、

代表企業及び構成企業以外の出資者をして、当該出資者が保有する SPC の全株式を当該第三者と合意した条件により譲渡させる。

(事業契約の不成立)

第 10 条 市及びグループ構成企業のいずれの責にも帰すべからざる事由(事業契約締結の議案が議会で否決された場合を含む。)により市と SPC が事業契約の締結に至らなかつた場合には、既に市及びグループ構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金等)

第 11 条 第5条第3項第一号から第八号のいずれかの事由が生じ、事業契約を締結しないこととなつた場合には、グループ構成企業は連帯して、市の請求に基づき、提案価格の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市に生じた損害の額が前項に規定する違約金の額を超える場合は、市は、グループ構成企業に対し、その超過分につき賠償を請求することができる。

(遅延利息)

第 12 条 グループ構成企業が前条に定める違約金その他本協定に基づき負担する債務を市の指定する期間内に支払わない場合には、グループ構成企業は、連帯して、当該期間を経過した日(同日を含む。)から支払いを行った日(同日を含む。)までの日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を市に支払わなければならぬ。

(秘密保持)

第 13 条 市及びグループ構成企業は、本協定に関して相手方より開示を受けた情報(以下「秘密情報」という。)につき、相手方の承諾を得ずして第三者に開示せず、本協定の目的以外には使用しない。但し、以下の各号に定める情報は秘密情報から除外される。

- 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本事業契約上の義務違反によることなく公知となった情報
  - 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
  - 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 2 前項の定めにかかわらず、市及びグループ構成企業は、次の各号に定める場合には、秘密情報を開示することができる。
- 一 裁判所その他の公的機関により開示が命ぜられた場合
  - 二 市又はグループ構成企業が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業のために SPC に対して融資等を行う金融機関等に対し、本事業契約と同等の秘密保持義務を課

して開示する場合(但し、かかる開示により情報を受け取る者が法令により守秘義務を負う場合には、本事業契約と同等の秘密保持義務を課す必要はない。)

三 市が小松市情報公開条例(令和5年3月17日小松市条例第3号)その他の法令(市の条例・規則を含む。)に基づき開示する場合

(協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約の終了日までとする。但し、事業契約の締結に至っていない場合において、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知したときは、当該通知の日までとする。

- 3 本協定の有効期間にかかわらず、第10条から第13条、本項並びに次条及び第16条の規定の効力は存続する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、代表企業及び構成企業は、事業契約に基づくSPCの義務が全て消滅するまでの間、SPCを存続させ、本協定もSPCが存続する間は有効とする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本協定の解釈に関する疑義を生じた場合には、その都度、市及びグループ構成企業が協議の上、これを定める。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条 本協定は日本国の法令に従い解釈し、本協定に関する紛争又は訴訟については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書●通を作成し、市及び各グループ構成企業は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

●年●月●日

市 住所  
小松市長

代表企業 住所  
商号  
代表者

構成企業 住所  
商号  
代表者

構成企業 住所  
商号  
代表者

協力企業 住所  
商号  
代表者

## 別紙1 設立時の出資者一覧

SPC の資本金の額 :●円

SPC の発行可能株式総数 :●株

SPC の発行済株式の総数 :●株

### 出資者(代表企業)

商号 【商号】

出資額 ●円

引き受ける株式の総数 ●株

引き受ける株式の種類 ●株式

### 出資者(構成企業)

商号 【商号】

出資額 ●円

引き受ける株式の総数 ●株

引き受ける株式の種類 ●株式

### 出資者(構成企業)

商号 【商号】

出資額 ●円

引き受ける株式の総数 ●株

引き受ける株式の種類 ●株式

### 出資者(その他)

商号 【商号】

出資額 ●円

引き受ける株式の総数 ●株

引き受ける株式の種類 ●株式

### 出資者(その他)

商号 【商号】

出資額 ●円

引き受ける株式の総数 ●株

引き受ける株式の種類 ●株式

別紙2 出資者誓約書の様式

●年●月●日

小松市長 殿

出資者誓約書

小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、●(以下「SPC」という。)の出資者である●(以下「代表企業」という。)、●(以下「構成企業①」という。)及び●(以下「構成企業②」といい、構成企業①及び構成企業②を個別に又は総称して以下「構成企業」という。)並びに●(以下「その他出資者①」という。)及び●(以下「その他出資者②」といい、その他出資者①及びその他出資者②を個別に又は総称して以下「その他出資者」という。)は、本日付けをもって、小松市(以下「市」という。)に対し、下記の第1項から第4項に規定する事実を表明及び保証し、下記第5項から第8項に規定する事項を連帶して誓約します。

なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、市と代表企業、構成企業並びに●の間の●年●月●日付基本協定書(以下「基本協定」という。)に定めるとおりとします。

記

1. SPC が、●年●月●日に会社法(平成 17 年法律第 86 号)上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. SPC の本日現在における議決権の総数は●個であり、うち●個を代表企業が、●個を構成企業①が、●個を構成企業②が、●個をその他出資者①が、●個をその他出資者②が、それぞれ保有していること。
3. 代表企業及び構成企業の SPC に対する出資比率及び議決権保有比率が全体の2分の1を超えていていること。
4. 代表企業が SPC の株主中最大の出資比率及び議決権保有比率を有していること。
5. 事業契約に基づく SPC の義務が全て消滅するまで SPC の株式を保有し、市の事前の書面による承諾がない限り、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わない。なお、市の事前の書面による承諾を得てかかる処分を行おうとする場合には、当該処分に関連して市が求める契約書(資金調達目的での処分の場合には、当該資金調達に係る融資契約書及び処分対象となる株式に係る担保権設定契約書を含む。)の写しを、その締結後速やかに市に提出する。
6. SPC の株式を譲渡しようとする場合には、譲受人をして、本出資者誓約書と同様の様式及び内容による出資者誓約書をあらかじめ市に提出させる。

7. SPC が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、これらの発行を承認する株主総会において、第3項及び第4項に記載のある出資比率及び議決権保有比率の維持が可能となるように、その保有する議決権行使する。
8. 市が事業契約の定めるところにより SPC の全株式を市が承諾する第三者（SPC に融資する者が選定し市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させることを選択した場合には、自らの保有する SPC の全株式を当該第三者と合意した条件により譲渡する。

代表企業 住所  
商号  
代表者

構成企業 住所  
商号  
代表者

構成企業 住所  
商号  
代表者

その他出資者 住所  
商号  
代表者

その他出資者 住所  
商号  
代表者

### 別紙3 本事業における業務の委託又は請負企業一覧

#### ① 設計業務

住所 ●  
商号または名称 ●  
代表者 ●

#### ② 建設業務

住所 ●  
商号または名称 ●  
代表者 ●

#### ③ 工事監理業務

住所 ●  
商号または名称 ●  
代表者 ●

#### ④ 開館準備業務

住所 ●  
商号または名称 ●  
代表者 ●

#### ⑤ 運営業務

住所 ●  
商号または名称 ●  
代表者 ●

#### ⑥ 維持管理業務

住所 ●  
商号または名称 ●  
代表者 ●

⑦ SPC 運営管理業務

住所 ●  
商号または名称 ●  
代表者 ●

⑧ 付帯事業

住所 ●  
商号または名称 ●  
代表者 ●

※複数者で業務を分担する場合はそれぞれが担う業務内容を記載すること。